

2 医国第 67590 号
令和 3 年 2 月 22 日

(各関係団体) 御中

香川県知事 浜田 恵造

「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行について

本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1月9日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで2度の期間延長を行い、2月26日までを対策期間としておりましたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひつ迫具合などに減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を1週間前倒しし、2月20日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることとしました。

今回、「感染警戒期」に移行いたしますが、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに応じていく必要があります。県民の皆さん、事業者の皆さんには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いします。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から県民の皆様へのメッセージ『感染拡大防止対策期』から『感染警戒期』への移行について」(資料1) 及び「感染警戒期における対策(2月20日以降)について」(資料2) の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。